

## 福祉施設機器整備事業募集要領

【対象事業年度：平成25年度（2013年度）】

社会福祉法人静岡県共同募金会

### 1. 対象施設

特定非営利活動法人、社会福祉法人が運営する障害者の就労施設で前年度経常収入が6千万円未満の事業所とする。なお、既に平成24年度助成要綱により申請を受付けた施設を除く。

### 2. 対象事業

- ・障害者の工賃増額に必要な機器整備：就労に必要な機器など
- ・障害者の働く場の環境整備：床、衛生設備などの改修

### 3. 事業実施年度

平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に実施する事業。

### 4. 助成基準

#### (1) 助成率

| 助成率                           | 備 考                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 75%以内<br><br>(車両の場合<br>60%以内) | <p>〔対象外〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相当な財源があって所要経費の支弁に支障がないと認められる場合は助成対象外とする。（相当な財源とは、施設経理区分において「前年度の留保金」（当期末支払資金残高・その他の積立金の合計額）が1億円以上又は前年度経常収入の4/12を超えた状態をいう。</li> <li>・事務機器は、対象外とする。</li> <li>・前年に助成を受けた施設は、対象外とする。</li> </ul> |

※消費税及び助成標示費は対象とする。但し車両購入の際の、諸経費は対象外とする。

※助成希望額は、千円未満切捨とする。

※車両の買替えについては、原則として9年以上又は走行距離が10万<sup>キロ</sup>以上の車両を対象とする。

### 5. 受付期間 平成24年8月1日（水）～平成24年9月14日（金）

### 6. 申請書の提出及び審査

- (1) 提出部数 1部（添付書類も含む）
- (2) 提出先 社会福祉法人静岡県共同募金会へ提出すること。
- (3) 審 査 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。

### 7. 助成金の決定 平成25年3月中旬に通知

### 8. 助成条件

平成24年度静岡県共同募金会助成要綱（IX助成の条件）による。

#### (1) 機器整備の場合

### 9. その他、本要領にない項目は平成24年度静岡県共同募金会助成要綱による。

# “赤い羽根”

## 平成 24 年度 静岡県共同募金会助成要綱 抜粋

(福) 静岡県共同募金会

静岡市葵区駿府町 1-70

Tel 054-254-5212

### I. 助成対象事業

社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を対象とする。

但し次の各号の一に該当するものは助成対象から除外する。

- 1 社団や組合等における構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- 2 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの
- 3 経営の基礎、管理等が不十分で地域住民から信頼されていないもの
- 4 営利を目的とするもの
- 5 活動の内容や財務内容を開示しないもの
- 6 **介護保険事業**  
(※中央競馬馬主社会福祉財団助成金、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金を除く。)
- 7 活動開始後 1 年未満のもの
- 8 法令に基づいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていないもの
- 9 国または地方公共団体が設置または経営（委託経営を含む）し、その責任に属するとみなされるもの
- 10 **共同募金の助成を受けた後、1 年を経過しない間に寄付金の募集をしたもの**
- 11 国または地方公共団体の補助を受けて実施する事業の自己負担分
- 12 負債整理のための助成を希望するもの
- 13 助成申請及び助成金の使途報告に虚偽の記載をしたもの

### II. 助成原則

1. 本会は、申請事業遂行における費用の不足を補うために助成を行う。
2. 申請者が主体性と責任をもって申請事業を実施することを担保するため、一部自己負担を必要とする。
3. 助成を受けた者は、共同募金が静岡県民からの浄財であることから、この助成金で実施した事業については、広く県民にその助成事業による実施効果を周知しなければならない。
4. 本会は、共同募金、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金（NHK 歳末たすけあい、中央競馬馬主社会福祉財団助成金、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金等）を総合調整し助成する。
5. 共同募金を多くの事業者にご利用いただくために、同一事業に対する助成は、最長 5 年間又は 5 回を原則とする。

### III. 募集区分 → 追加募集要領へ

### IV. 受付期間 → 追加募集要領へ

### V. 助成審査の流れ

1. 提出された助成申請書は、事務局においてその内容を点検調査し、配分委員会に提出する。
2. 配分委員は、申請内容について必要性、緊急性などを審査し、理事会で助成を決定する。  
なお、必要に応じて、実地調査及び申請者に配分委員会への出席を求め、申請内容について説明を求める場合がある。

### VI. 助成金の決定時期 → 追加募集要領へ

## Ⅶ. 助成金の交付方法

### 1. 機器整備費等（精算払い）

機器を整備し「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受けて、原則その全額を一括交付する。  
ただし、内容を事務局で審査の上、必要に応じて現場確認を実施する。

## Ⅷ. 助成の変更取消

助成の決定後に、事業の変更・中止等がなされた場合には、助成金を減額、取消し、又は返還させるものとする。

なお、助成率を上回る助成は行わない。

## Ⅸ. 助成の条件

### 1. 機器整備の場合

①使途指定内容以外の経費に使用しない。

②上記に反し、または事業が不振の場合は、助成金の一部または全額の返還となる。

③助成決定後の内容や総額の変更は、事前承認を要する。

④助成決定後に総額が減少した場合は、助成率により助成金は減額される。

⑤助成標示

ア 「赤い羽根シール」貼付

イ 「共同募金受配施設」プレート設置：施設門扉、外壁等に設置

ウ 「助成状況一覧」提示：助成歴を受付等に掲示

エ 上記標示が分かる写真で共同募金会に提出する。

⑥助成事業の広報を行う。

ア 「ありがとうメッセージ」作成：共同募金会ホームページ等公開用

イ 「お知らせ回覧版」作成周知：活動地域（学区・自治会）や活動先に回覧配布

ウ 自らの会報誌・ホームページ等への掲載

エ ホームページに共同募金会とのリンクのバナーを掲載する。

オ 広報用写真は、使用している様子が分かるもの、共同募金会にも提出。

⑦経理処理

ア 社会福祉法人は、会計基準による。

イ 社会福祉法人以外は、収入科目「共同募金助成金収入」を設ける。

ウ 助成金受入金融機関の口座名義は、個人名義は認めない。

⑧助成金監査では、会計帳簿・支払領収書・預金通帳など必要に応じ開示する。

## X. 助成物件の管理期間等

助成金により取得した物件の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、助成事業完了の翌年度の期首から起算する。

なお、活動の継続が困難な状況になった場合には、助成金により取得した物件は、本会に相談の上、類似の活動団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）に寄贈すること。